

令和7年度加美町農業委員会
第7回定例総会議事録

令和7年10月27日（月）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和7年度第7回定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年9月27日(月)午後1時30分～午後2時00分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(農業委員14名 / 農地利用最適化推進委員4名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	杉 村 昭 宏
農 業 委 員	1番	三 浦 良 人
〃	2番	畠 山 智 史
〃	3番	坂 上 昌 哉
〃	4番	菅 野 守
〃	5番	佐 藤 健 喜
〃	6番	鈴 木 英 明
〃	7番	小 山 京 子
〃	8番	山 本 成
〃	9番	高 橋 秀 生
〃	10番	青 砥 美 恵 子
〃	11番	猪 股 弘
〃	12番	中 村 貴 美 子
農地利用最適化推進委員		高 橋 勤
〃		尾 形 明
〃		長 沼 一 弥
〃		佐 藤 繁

4 欠席委員(2名)

農 業 委 員	13番	澁 谷 涼 子
農地利用最適化推進委員		今 野 真 優

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第13号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第16号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第7	議案第17号	農地転用事業計画変更承認申請の承認について
日程第8	議案第18号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議案第19号	農用地利用集積等促進計画(案)について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐藤 登志子
農業委員会事務局次長兼農政係長	佐藤 美智子
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠山 明大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第7回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和7年度 加美町農業委員会 第7回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

〔 会長挨拶 〕

*事務局（佐藤登志子事務局長） それでは、農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員14名、農地利用最適化推進委員4名です。13番 澁谷涼子委員、今野真優推進委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、1番 三浦良人委員、2番 畠山智史委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- *議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。
- *事務局（畠山明大係長） 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和7年10月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は1件でございます。

〔 議案書に記載のとおり1件の合意解約について説明 〕

- *議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第13号を終了いたします。

日程第5 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

- *議長（板垣文一会長） 日程第5、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。
- *事務局（畠山明大係長） 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和7年10月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。

〔 議案書に記載のとおり1件の許可申請について説明 〕

- *議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番について、10番青砥美恵子委員お願いします。
- *10番（青砥美恵子委員） 令和7年10月20日に現地を確認し、聴き取り調査を行いました。譲渡人、譲受人は親戚関係にあり、畑を隣同士で所有しておりました。譲渡人は令和3年に体調を崩し、餌代も高く経営が難しいとのことで、今回売買に

至ったものです。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第6 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第6、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和7年10月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第4条の許可申請は2件でございます。

申請番号1

申請地は加美町小野田支所の北約1.2kmに位置し、小泉集落内に介在する農地ですが、南側に広がる農地と一体化し「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。申請人が住宅の建て替えを考え土地の調査を行ったところ、宅地として利用している一部が農地であったことが判明し今回の申請に至りました。現況が既に農地ではない利用状況であったため、顛末書の提出があります。用途が住宅用地であり「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号 2

申請地は加美町小野田支所の北東約 850m に位置し、小泉集落内に介在する農地ですが、南西に広がる農地と一体化し「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第 1 種農地と判断いたしました。申請人が現在住んでいる自宅隣の農地に新たに自宅を建築するため、行政書士に農地転用許可申請の手続きを依頼したものです。また申請農地の一部には、既に建物が増築されていたため、始末書の提出がありました。用途が自宅用地であり「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

[議案書に記載のとおり以上 2 件の許可申請について説明]

* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、2 番 畠山智史委員お願いします。

* 2 番（畠山智史委員） 令和 7 年 10 月 15 日、事務局 佐藤局長、畠山係長、板垣会長、菅野委員、坂上委員、私の 6 名で調査して参りました。

申請番号 1 番 2 番共に、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無として、同じ回答となりますので一括にて報告いたします。土盛りは行わないため土砂の流出はございません。用排水施設はなく、雨水は自然浸透、汚水は公共下水道へ接続するため支障はないものとし、許可相当と判断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」の声あり —

* 議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

* 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第 7 議案第 17 号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について

* 議長（板垣文一会長） 日程第 7、議案第 17 号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第17号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について。下記のとおり事業計画を変更するため加美町農業委員会会長あてに承認申請があったので審議されたい。

令和7年10月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地転用事業計画変更承認申請は1件でございます。

申請番号1

住宅を大きく庭を広く持ちたいという顧客の依頼による計画変更ですが、農業委員会の承認を得ず着工していたため、始末書の提出がございました。

農地転用制度において土地の造成のみを目的とする農地転用は、最終的に住宅の用に供することが確実でないことから、農地法施行規則において認めないこととされております。そのため、住宅及び駐車場設置の面積が小さく不自然な空き地が存在する計画ですと、全部利用要件を満たさない資産保有のための計画内容として許可の取り消しに至る場合があります、申請者には厳重に注意いたしました。

今回の変更は、2区画分の面積を効率的に利用する計画のため、計画面積の妥当性に問題がないことを10月15日の現地調査時に確認いただき、承認相当と判断しました。

[議案書に記載のとおり1件の承認申請について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。

これより、議案第17号 農地転用事業計画変更承認申請の承認についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号 農地転用事業計画変更承認申請の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局(畠山明大係長) 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について。
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請
があったので審議されたい。

令和7年10月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請地は加美町役場の西約2.6kmに位置し、中嶋集落内に介在する農地で第1
種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2
種農地と判断いたしました。

渡人の農業後継者である受人が、現住宅の隣地を選定し住宅を新築するもので、
「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務
上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、やむを得な
いと判断いたしました。

[議案書に記載のとおり以上1件の許可申請について説明]

*議長(板垣文一会長) 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担
当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、3番 坂上昌哉委員お願いします。

*3番(坂上昌哉委員) 令和7年10月15日に、佐藤局長、畠山係長、板垣会長、
畠山委員、菅野委員、私の6名で現地調査をして参りました。

受人は渡人の農業後継者で息子さんにあたります。現住居の隣に新しい住居を新
築するという計画で、盛土は行わず排水にも支障はないため許可相当と判断しまし
た。以上です。

*議長(板垣文一会長) ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりま
した。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長(板垣文一会長) 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これよ
り議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。
お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長(板垣文一会長) ご異議なしと認めます。よって議案第18号 農地法第5条の
規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第19号 農用地利用集積等促進計画(案)について

*議長(板垣文一会長) 日程第9、議案第19号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局(畠山明大係長) 議案第19号 農用地利用集積等促進計画(案)について。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により意見を求められたので審議されたい。

令和7年10月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積等促進計画(案)は、56件でございます。

[議案書に記載のとおり全56件の促進計画について説明]

*議長(板垣文一会長) 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長(板垣文一会長) はい、2番 畠山委員。

*2番(畠山智史委員) 今回色麻町の農事組合法人が受人となっている案件がございます。実際の経営面積はもっと大きいと思いますが、こちらに記載されている面積はどのように解釈したらよいですか。

*議長(板垣文一会長) では事務局。

*事務局(畠山明大係長) こちらに記載されている面積は、加美町分の経営面積でございます。

*議長(板垣文一会長) 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長(板垣文一会長) 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第19号 農用地利用集積等促進計画(案)についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長(板垣文一会長) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案のとおり農地中間管理機構に許可相当である旨の意見書を提出いたします。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。
これで令和7年度加美町農業委員会 第7回定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後2時00分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和7年10月27日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 三 浦 良 人

署名委員 畠 山 智 史